

## 21 直接国税犯則事件

(1) 起訴事件数及び有罪に係る人員、金額

区 分		起 訴 事 件										区 分	
		前年からの繰越未決	本年の起訴	計	有罪	無罪	公訴権滅	未決	懲役刑を科せられたものの人員	有罪に係る人員及び金額			
										人員	金額		
申告所得税	外	-	-	-	-	-	-	-	/	内	X	/	申告所得税
		X	X	X	X	-	-	-	X		X	X	
法人税	外	-	-	-	-	-	-	-	/	内	-	/	法人税
		-	X	X	X	-	-	X	X		X	X	
その他	外	-	-	-	-	-	-	-	/	内	X	/	その他
		X	X	X	X	-	-	X	X		X	X	
合 計	外	-	-	-	-	-	-	-	/	内	4	/	合 計
		X	6	X	4	-	-	X	5		5	134,000	

調査期間：平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間における事績を示した。

- (注) 1 外書は、上級審からの差戻し件数である。  
 2 内書は、懲役刑に罰金刑が併科されたものである。  
 3 「その他」は、相続税、源泉所得税、消費税及び贈与税である。

(2) 犯則者違反行為別件数

申告所得税		法人税		その他	
該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数
第 238 条	外	第 159 条	外	脱税犯規定	外
	-		-		-
第 244 条	外	第 164 条	外	両罰規定	外
	-		X		-
合計	外	合計	外	合計	外
	X		X		X

- (注) 1 この表は、「(1)起訴事件数及び有罪に係る人員、金額」の「有罪件数」のうち脱税犯の件数の内訳を示したものである。  
 2 外書は、脱税犯規定の適用のほか、両罰規定も適用された件数である。  
 3 「その他」は、相続税、源泉所得税、消費税及び贈与税である。

## 22 間接国税犯則事件

(1) 検挙及び処理状況

区分			酒税						揮発油税及び地方揮発油税				石油ガス税			区分		
			免許者		非免許者	小計	犯則者が判明しないもの	計	ほ脱犯	秩序犯	計	地方揮発油税分	ほ脱犯	秩序犯	計			
			酒製造者	酒販売業者														
要 処 理 件 数	前年度からの繰越処理未済		件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	前年度からの繰越処理未済	要 処 理 件 数
	検挙		件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件		
処 理 件 数	通告処分		件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	通 告 処 分	処 理 件 数
	告 発	取税官吏	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	取 税 官 吏 告 発	
		その他	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	そ の 他 告 発	
	不問処分		件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	不 問 処 分	
	通知処分		件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	通 知 処 分	
	不告発		件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	不 告 発	
	処分権消滅		件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	処 分 権 消 滅	
本年度未済件数			件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	本 年 度 未 済 件 数	
犯則に係る額			千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	犯 則 に 係 る 額	
通告処分額			件	10	件	10	件	10	件	-	件	-	件	-	件	-	通 告 処 分 額	
通罰金相当額			件	12	件	507	件	519	件	-	件	-	件	-	件	-	通 罰 金 相 当 額	

調査対象等：平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間における間接国税の犯則事件について示した。

- (注) 1 件数は1事件、1通告又は1通知ごとに1件として掲げた。  
 2 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者の件数である。

(1) 検挙及び処理状況 (続)

区分			石油石炭税			たばこ税及びたばこ特別税				取引所税	印紙税	航空機燃料税	電源開発促進税	合計	区分	
			ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計	たばこ特別税分							
要 処 理 件 数	前年度から 繰越処理未 済	外	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	前年度から 繰越処理未 済	要 処 理 件 数
		検挙	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
処 理 件 数	通 告 処 分	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	通 告 処 分	処 理 件 数
		外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7		
	告 発	取税官吏	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	取 税 官 吏 告 発	
		その他	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	不 問 処 分	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	不 問 処 分	
	通 知 処 分	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通 知 処 分	
	不 告 発	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	不 告 発	
処 分 前 減	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	処 分 前 減		
本 処 理 未 済 件 数	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	本 処 理 未 済 件 数		
犯 則 に 係 る 額	外	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	犯 則 に 係 る 額	
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
通 告 処 分 額	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10	通 告 処 分 額		
罰 金 相 当 額	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	519	罰 金 相 当 額		

調査対象等：平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間における間接国税の犯則事件について示した。

(注) 1 件数は1事件、1通告又は1通知ごとに1件として掲げた。

2 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者の件数である。

(2) 通告処分及び履行状況

区分		酒 税				揮 発 油 税			石 油 ガ ス 税			石 油 石 炭 税			た ば こ 税			合 計	区 分	
		免 許 者 酒類等 製造者	酒類販 売業者	非免許者	計	ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計			
要 履 行 件 数	前年度からの 繰越履行未済	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	前年度からの 繰越履行未済	要 履 行 件 数
	通告処分	件 -	件 1	件 -	件 1	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	通告処分	
	計	件 -	件 1	件 -	件 1	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	計	
履 行 等 件 数	通告不履行発	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	通告不履行発	履 行 等 件 数
	通告後 公訴権消滅	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	通告後 公訴権消滅	
	通告履行	件 -	件 1	件 -	件 1	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	通告履行	
	計	件 -	件 1	件 -	件 1	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	計	
本 履 行 未 済 件 数	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	本 履 行 未 済 件 数	
通 告 履 行 罰 科 金 額 相	千円 -	千円 10	千円 -	千円 10	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 10	通 告 履 行 罰 科 金 額 相	
	千円 -	千円 12	千円 507	千円 519	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 519		

調査期間：平成22年4月1日から平成23年3月31日

- (注) 1 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者の件数である。  
2 税関分は含まない。

(3) 酒税の違反行為別検挙の状況

区分	免 許 者												非免許者			計			左 の 計 の う ち 密輸入酒類に係るもの										
	酒類製造者			酒母、もろみ製造者			酒類卸売業者			酒類小売業者			件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額					
	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額																	
第 54 条	件	0	kg	千円	件	0	kg	千円	件	0	kg	千円	件	0	kg	千円	件	0	kg	千円	件	0	kg	千円	件	0	kg	千円	
第 55 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第 56 条 第 1 項 第 1 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6	36,468	-	-	6	36,468	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第 2 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第 3 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第 4 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第 5 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第 6 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第 7 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第 58 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	外1	950	-	-	外1	950	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第 58 条 (平成22年度改正前)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第 59 条 (平成22年度改正前)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第 60 条 (平成22年度改正前)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
合 計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	外1	950	-	-	外1	950	-	-	6	36,468	-	-	外1	7	37,418	-	-
犯則者が判明 しないもの	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

調査期間：平成22年4月1日から平成23年3月31日

- (注) 1 「(1) 検挙及び処理の状況」について、違反行為別検挙の状況を示したものである。  
 2 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者を示す。  
 3 (外) 書は、2以上の違反条項に該当する犯則事件について、主たる条項以外の条項に該当する件数を示す。

(4) 酒税以外の間接税の違反行為別検挙の状況

揮 発 油 税		地 方 揮 発 油 税		石 油 ガ ス 税		石 油 石 炭 税		た ば こ 税	
該 当 条 項	件数	該 当 条 項	件数	該 当 条 項	件数	該 当 条 項	件数	該 当 条 項	件数
第27条第1項第1号	件 -	第15条第1項第1号	件 -	第28条第1項第1号	件 -	第24条第1項第1号	件 -	第28条第1項第1号	件 -
〃 第2号	-	〃 第2号	-	〃 第2号	-	〃 第2号	-	〃 第2号	-
第28条第1号	-			第29条第1号	-	第25条第1号	-	第29条第1号	-
〃 第2号	-			〃 第2号	-	〃 第2号	-	〃 第2号	-
〃 第3号	-			〃 第3号	-	〃 第3号	-	〃 第3号	-
〃 第4号	-			〃 第4号	-	〃 第4号	-	〃 第4号	-
〃 第5号	-			〃 第5号	-	〃 第5号	-	〃 第5号	-
〃 第6号	-			〃 第6号	-	〃 第6号	-	〃 第6号	-
〃 第7号	-			〃 第7号	-				
合 計	-	合 計	-	合 計	-	合 計	-	合 計	-

た ば こ 特 別 税		取 引 所 税		印 紙 税		航 空 機 燃 料 税		電 源 開 発 促 進 税	
該 当 条 項	件数	該 当 条 項	件数	該 当 条 項	件数	該 当 条 項	件数	該 当 条 項	件数
第21条第1項第1号	件 -	第14条第1項	件 -	第22条第1項第1号	件 -	第20条第1項第1号	件 -	第13条第1項	件 -
〃 第2号	-	第15条第1号	-	〃 第2号	-	〃 第2号	-	第14条第1号	-
第22条	-	〃 第2号	-	第23条第1号	-	第21条第1号	-	〃 第2号	-
				〃 第2号	-	〃 第2号	-	〃 第3号	-
				〃 第3号	-	〃 第3号	-		
				〃 第4号	-				
				〃 第5号	-				
				第24条第1号	-				
				〃 第2号	-				
				〃 第3号	-				
合 計	-	合 計	-	合 計	-	合 計	-	合 計	-

調査期間：平成22年4月1日から平成23年3月31日

(注) 「(1) 検挙及び処理の状況」について、違反行為別検挙の状況を示したものである。